

新型コロナウイルス感染症拡大防止について

沖縄県は、「まん延防止等重点措置」の適用対象に指定され、4月12日から5月11日まで、まん延防止等重点措置を実施する期間とされています。

緑地等公園を利用される皆さまにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し施設を利用くださいますようお願いいたします。